

介護老人保健施設 アルカディア 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人 爽神堂
- (2) 法人所在地 大阪府泉南郡熊取町七山 2 丁目 2-1
- (3) 電話番号 072-452-2430
- (4) 代表者氏名 理事長 本多 義治

2. 施設の概要

- (1) 施設名 介護老人保健施設 アルカディア
- (2) 開設年月日 平成 13 年 5 月 24 日
- (3) 所在地 大阪府泉南郡熊取町七山 2 丁目 2-1
- (4) 電話番号 072-452-2430
- ファックス番号 072-452-7939
- (5) 管理者名 東堂 龍平

- (6) 介護保険事業所番号 介護老人保健施設 (2751280021 号)

3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

4. 介護老人保健施設サービスの概要

(1) ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族・その他関係者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(2) 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：個室、4人室

* 個室の利用には、別途料金をいただきます。

食事：朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：週に最低2回以上。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります。

理容：理容サービスを実施します。ご希望される場合は、前もってサービスステーションまでご連絡下さい。

* 理容サービスは、別途料金をいただきます。

5. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案とその実施。
- (2) 食事は原則として食堂でおとりいただきます。
朝食 8時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- (3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回以上。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります）
- (4) 医学的管理・看護。
- (5) 介護（退所時の支援も行います）
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーションを計画に基づいて実施します）
- (7) 相談援助サービス。
- (8) 理容サービス。
- (9) 行政手続代行。
- (10) その他。

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. ・入所定員等 定員 60名

・療養室個室（4室）、4人室（14室）

7. ・通所定員 20名

8. 施設の職員体制

	常勤換算	基準人員	夜間体制	業務内容
医師	1.0	0.6		医療業務
看護職員	6	6	(1)	看護業務
薬剤師	0.2	0.2		調剤業務
介護職員	16	15	(2)	介護業務
支援相談員	1	1		相談業務
理学療法士 作業療法士	1.98	0.6		理学療法業務 作業療法業務
管理栄養士	1.2	1.2		栄養管理業務
介護支援専門員	1	1		ケアプラン業務
事務職員	1			事務業務
管理職員	1			管理業務

9. 利用料金

- (1) 利用者及び家族又はその他関係者は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- (2) 当施設は、利用者及び家族又はその他関係者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び家族又はその他関係者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

(3) 当施設は、利用者又は家族又はその他関係者から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び家族又はその他関係者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(4) 介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担内容

<利用料としてアルカディアへお支払いいただくもの>

- ① 介護保険負担割合証に明示されている利用者負担割合分
- ② 保険給付対象外の費用（食費、居住費、特別療養室料((個室))、理容代、クラブ等で使用する材料費、リハビリシューズ代、健康管理費、診断書等の文書作成費)

<委託業者へお支払いいただくもの>

入所セット（タオル等の日用生活品）代、私物洗濯(クリーニング)代

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては以下をご参照ください。

《入所の場合の利用者負担》

(5) 保険給付の自己負担額（※利用者負担1割分で算出）

<1> 介護保険施設サービス費／日

	従来型個室	多床室
要介護1	約736円	約814円
要介護2	約784円	約866円
要介護3	約850円	約933円
要介護4	約907円	約987円
要介護5	約957円	約1039円

※ 但し、入所30日間に限って、上記施設サービス費に1日につき次のとおり加算されます。

(Ⅰ) 62 円/日 (空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じて地域の医療機関に定期的に情報共有しているか、ウェブサイト定期的に公表し、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門と定期的に情報共有している。かつ、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院した場合)

(Ⅱ) 31 円/日

<2> 夜勤職員配置加算 (入所者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置) 25 円/日

<3> サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上) 23 円/日

<4> 栄養マネジメント強化加算 (管理栄養士を所定の人数以上配置する。入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により栄養ケア・マネジメントを行う。その情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり、活用する) 11 円/日

<5> 短期集中リハビリテーション実施加算 (入所日から 3 ヶ月以内の期間集中的にリハビリを実施する)

(Ⅰ) 265 円/日 (入所時および月 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直す)

(Ⅱ) 205 円/日

<6> 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所日から 3 ヶ月以内の期間集中的に認知症に応じたプログラムに沿ったリハビリを実施する)

(Ⅰ) 246 円/日 (入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、把握した生活環境を踏まえた計画を作成)

(Ⅱ) 123 円/日

<7> 経口移行加算 (経口移行計画に基づき食事の摂取をすすめるための栄養管理を実施する) 29 円/日

<8> 経口維持加算 (摂食・嚥下障害のある方や食事摂取に関する認知機能の低下が著しく誤嚥が認められる方に対し経口維持支援を行う。支援内容により下記に分類)

経口維持加算 (Ⅰ) 411 円/月

経口維持加算 (Ⅱ) 103 円/月

〈9〉 療養食加算（管理栄養士によって管理された療養食の提供を受ける）

6 円/回（3 回/日限度）

〈10〉 所定疾患施設療養費（肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎又は慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を受けた場合）

所定疾患施設療養費（Ⅰ） 245 円/日（1 月に連続する 7 日間を限度）

所定疾患施設療養費（Ⅱ） 493 円/日（1 月に連続する 10 日間を限度）

【医師が感染症対策に関する研修を受講している】

〈11〉 ターミナルケア加算（医師医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断し、本人又はその家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画を作成。医師、看護師、介護職員等が協働してターミナルケアを実施）

死亡日 1,951 円/日

死亡日以前 2～3 日 935 円/日

死亡日以前 4～30 日 164 円/日

死亡日以前 31～45 日 74 円/日

〈12〉 外泊された場合には、1 日につき上記施設サービス費に代えて 372 円となります。外泊の際、施設が在宅サービスを提供した場合には、822 円となります。但し、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり外泊扱いにはなりません。（6 日/月限度）

〈13〉 利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合

532 円/日（3 日/月限度）

〈14〉 入所前後訪問指導加算（入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅を訪問し施設サービス計画の策定及び診療方針を受けた場合、内容により下記に分類）

入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 462 円/回

入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 493 円/回

〈15〉 入所期間が 1 ヶ月を超えて居宅に退所される際、利用者やその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合（入所中、最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、1 月に 1 回を限度） 411 円

<16> 退所時情報提供加算（1回まで）

（Ⅰ）514 円/回（入所期間が1ヶ月を超えて居宅や施設等に退所し、療養を継続する際に利用者の主治医などに対し、診療状況、心身の状況、生活歴など処遇に必要な情報を提供した場合）

（Ⅱ）257 円/回（医療機関に入院する場合、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合）

<17> 入退所前連携加算（入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、入所期間が1ヶ月を超えて居宅に退所し、居宅サービスを利用する際やその家族が希望する指定居宅介護支援事業所に対して必要な情報提供、及び指定居宅介護支援事業所と連携して居宅サービスの利用に関する調整を行った場合）

入退所前連携加算（Ⅰ） 616 円/回

入退所前連携加算（Ⅱ） 411 円/回

<18> 訪問看護指示加算（退所後訪問看護が必要と認められ訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合） 308 円

<19> 再入所時栄養連携加算（入所者が入院し、退院後に再度入所する際、厚生労働大臣が定める特別食等が必要となり、施設と医療機関の管理栄養士が相談の上で栄養ケア計画を作成した場合） 205 円(1回限度)

<20> かかりつけ医連携薬剤調整加算

（Ⅰ）イ（医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講しており、入所後1月以内に処方内容について主治医に説明・合意している。入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、老健の医師と主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、かつ療養上必要な指導を行う。入所中に処方内容に変更があった場合は関係職種間で情報共有し、変更後の状態について確認。入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は退所時または退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している） 144 円/月(1回限度)

ロ（医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講しており、入所中に処方内容に変更があった場合は関係職種間で情報共有し、変更後の状態について確認。入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は退所時または退所後 1 月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している。入所前に 6 種類以上の内服薬が処方された入所者について、老健にて入所中に服用薬剤を総合的に評価・調整し、かつ療養上必要な指導を行う。）

72 円/月(1 回限度)

(Ⅱ) (Ⅰイまたはロを算定し、当該入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出の上、必要な情報を活用している) 246 円/月(1 回限度)

(Ⅲ) (Ⅱを算定し、6 種類以上の内服薬が処方されている入所者の処方方針を施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取組を行い、退所時において減薬できた場合) 103 円/月(1 回限度)

<21> 褥瘡マネジメント加算

(Ⅰ) (褥瘡の有無を確認し、褥瘡の発生とリスクについて、入所時に評価するとともに、3 月に 1 回、評価を行い、その情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に活用する。それらの評価の結果、褥瘡が認められ、または褥瘡発生のリスクがある入所者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、ケアマネジャーその他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。それによって褥瘡管理を実施するとともに、その管理内容や入所者の状態を定期的に記録している。先の評価に基づき 3 月に 1 回以上、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直した場合) 3 円/月

(Ⅱ) (Ⅰを満たし、評価の結果、入所時に褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合) 13 円/月

<22> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)

(リハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてその内容を見直すなど、リハビリテーションの実施にあたり必要な情報を活用する場合) 34 円/月

〈23〉 排せつ支援加算

(Ⅰ) (要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、3月に1回以上、評価を行い、その情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に活用する。それらの評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、ケアマネージャー等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。先の評価に基づき、3月に1回以上、支援計画を見直した場合)

10 円/月

(Ⅱ) (Ⅰを満たし、先の評価の結果、入所時と比較して排尿又は排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない、または入所時と比較しておむつ使用「あり」から「なし」に改善、または入所時に尿道カテーテルが留置されていた状態から抜去された場合)

15 円/月

(Ⅲ) (Ⅰを満たし、先の評価の結果、入所時と比較して排尿又は排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない、または入所時に尿道カテーテルが留置されていた状態から抜去された、かつ、入所時と比較しておむつ使用「あり」から「なし」に改善した場合)

21 円/月

〈24〉 科学的介護推進体制加算

(Ⅰ) (利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたって、それらの情報を活用した場合)

41 円/月

(Ⅱ) (Ⅰに加え、利用者の疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出した場合)

62 円/月

〈25〉 自立支援促進加算 (医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回以上、医学的評価の見直しを行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施にあたり、当該情報を活用する。それらの医学的評価の結果、入所者ごとに医師、看護師、介護職員、ケアマネージャー等が共同して支援計画を策定しケアを実施する。先の医学的評価に基づき3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直し、医師が自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する場合)

288 円/月

〈26〉 安全対策体制加算 (事故の発生・再発防止のために、安全対策に係る外部研修を受けている担当者を配置する。また、施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合)

21 円/回(入所時に1回まで)

- 〈27〉 退所時栄養情報連携加算(厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者、または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際、管理栄養士が退所先へ栄養管理に関する情報を提供した場合)
- 72 円/回(月 1 回まで)
- 〈28〉 協力医療機関連携加算 (相談・診療体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合は 51 円/月 ((2025 年 3 月 31 日までは 103 円/月))、それ以外の定期的に情報共有している協力医療機関の場合は 5 円/月)
- 〈29〉 高齢者施設等感染対策向上加算
- (Ⅰ) (第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応。診療報酬の感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に 1 年に 1 回以上参加) 10 円/月
- (Ⅱ) (診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を 3 年に 1 回以上受けている) 5 円/月
- 〈30〉 新興感染症等施設療養費 (入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を行った場合) 246 円/回(月 1 回、連続 5 日まで)
- 〈31〉 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) (介護職員等の処遇改善に要する費用として、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の 7.5%に相当する額を加算)

(6) 保険給付対象外の自己負担額

①食費／1日	1,580円
・朝食	320円
・昼食	630円
・夕食	630円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額と実際にお支払いしていた額と比較してどちらか低い方の額となります。)

②居住費（療養室の利用費）／1日

・従来型個室	1,728円
・多床室	430円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

【国が定める当施設での食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額】

(単位：円/日)

	従来型個室		多床室	
	居住費	食費	居住費	食費
基準費用額（第4段階以上）	1,728	1,580	430	1,580
利用者負担第3段階②	1,370	1,360	430	1,360
利用者負担第3段階①	1,370	650	430	650
利用者負担第2段階	550	390	430	390
利用者負担第1段階	550	300	0	300

- ③ 日用生活費
石鹸・ティッシュペーパーやおしぼり等の費用であり、業者委託となります。費用は直接、業者にお支払いいただきます。
- ④ 教養娯楽費／1日 100円
行事費、画用紙、クラブ材料費等の費用
- ⑤ 理容代
顔剃り 900円 カット 1,600円 丸刈り 1,600円
調髪 2,000円 カット顔剃り 2,000円 前髪カット 500円
- ⑥ 特別療養室料／1日（個室） 880円（税込）
- ⑦ 私物洗濯代・ドライクリーニング代
業者委託となり、費用は直接、業者にお支払いいただきます。
- ⑧ 文書作成費
証明書 1,100円（税込）
診断書（簡易）3,300円（税込）
診断書（複雑）5,500円（税込）
- ⑨ リハビリシューズ代 実費（サイズによって異なる）
- ⑩ 健康管理費 実費
インフルエンザワクチン予防接種に係る費用でインフルエンザワクチン予防接種をご希望された場合お支払いいただきます。
- ⑪ レンタルテレビ代（個室利用で希望の方のみ） 200円/日

☆保険給付対象外の利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更いたします。

☆アルカディアへの支払い方法

毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、「銀行自動引落とし」となりますので、あらかじめ手続きをお願いいたします。それ以外でのお支払い方法をご希望の場合やご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

10. 介護保険被保険者証および介護負担割合証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証並びに介護保険負担割合証を確認させていただきます。

11. 当施設からの解除

- ・ 当施設は、利用者及び家族又はその他関係者に対し、次に掲げる場合には、入所利用を解除・終了することができます。
 - (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - (2) 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - (4) 利用者及び家族又はその他関係者が、本約款に定める利用料金を 3 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 14 日間以内に支払われない場合
 - (5) 利用者又は家族又はその他関係者が、当施設・当施設の職員又は他の利用者等に対して、運営規定に定める禁止行為を行った場合や利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - (6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

12. 秘密の保持

- ・当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族又はその他関係者に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び家族又はその他関係者から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - (1) 急変時の対応に必要な協力医療機関への定期的な療養情報の提供。
 - (2) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - (3) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - (4) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

13. 高齢者虐待の防止

当施設は、利用者の人権擁護を図るとともに、高齢者虐待が発生しないよう次の措置を講じることとします

- (1) 倫理観とコンプライアンスを高めるための教育を実施します
- (2) 看護、介護職員の負担・ストレス・組織風土の改善を図ります
- (3) 利用者及び家族又はその他関係者からの苦情処理体制の整備を行います
- (4) 成年後見制度の利用支援を実施します

14. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

15. 緊急時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (3) 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び家族又はその他関係者が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- (4) 当施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族又はその他関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 要望又は苦情等の申出

利用者及び家族又はその他関係者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

17. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 072-452-2430）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務窓口、1階公衆電話に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

※その他苦情窓口

大阪府福祉部高齢介護室（電話 06-6944-7106）

熊取町健康福祉部介護保険課介護保険グループ（電話 072-452-6297）

国民健康保険団体連合会（電話 06-6949-5418）

18. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- (2) 防災訓練 年2回

19. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関 名称 医療法人爽神堂 七山病院
(精神科・心療内科・内科・歯科)
電話 072-452-1231

名称 社会医療法人慈薫会 河崎病院
(内科・外科・整形外科)
電話 072-446-1105

名称 市立貝塚病院
(内科・外科・整形外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科)
電話 072-422-5865
- ・協力歯科医療機関 名称 医療法人爽神堂 七山病院
(歯科)
電話 072-452-1231

20. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求
ください。

令和 年 月 日

介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人 爽神堂 介護老人保健施設 アルカディア

説明者氏名（職名）

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人保健施設サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<家族又はその他関係者>

住 所

氏 名

印

説明担当者（ _____ ）

個人情報利用同意書

介護老人保健施設アルカディアでは、利用者の尊厳を守りお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。
つきましては、サービス利用するにあたり個人情報の利用について同意します。

※ 介護サービス

- ◆ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ◆ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ◆ 利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ◆ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ◆ 家族又はその他関係者への心身の状況説明

※ 介護保険事務

- ◆ 当施設での介護、公費負担に関する事務およびその委託事務
- ◆ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ◆ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◆ 損害賠償保険などによる保険会社等への相談又は届出等

※ 管理運営業務

- ◆ 入退所・通所利用等の管理
- ◆ 会計・経理
- ◆ 事故等の報告
- ◆ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ◆ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◆ 協力医療機関への定期的な情報提供
- ◆ 当施設において行われる学生等への実習の協力
- ◆ 当施設において行われる事例研究
- ◆ 外部審査機関への情報提供

令和 年 月 日

（利用者）※若しくは代理者

氏名	Ⓜ	続柄	
住所			